

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成30年2月28日(水) 午前 9時30分 開会 午前10時12分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (6人)	小山 博正 八島 満雄 舘 大樹
	前田 秀資 橋田 夏枝 越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (4人)	副市長(武山哲)
	都市部長(重田浩光)
	都市部参事(兼)都市政策課長(飯田裕一)
	都市政策課主幹(兼)都市政策係長(吉田俊)
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 8 号 伊勢原市生産緑地地区に定めることができる区域の
規模に関する条例の制定について

結 果 可 決

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【小山博正議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から武山副市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いします。

○副市長【武山哲】 おはようございます。本日、産業建設常任委員会におきまして、伊勢原市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定についてご審査いただきたいと存じます。本議案の条例制定趣旨につきましては、先日の提案説明においてご説明申し上げ、本会議では総括的なご質問に対しまして部長から答弁申し上げたところでございます。

本会議では、細部までお答えすることができなかつた点もあるかと存じますので、本委員会において細部にわたるご審査をいただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【小山博正議員】 それでは、「議案第 8 号、伊勢原市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には 3 項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【館大樹議員】 議案第 8 号につきまして、1 点だけ質問させていただきます。

対象者の意向の把握の実施の有無についてお伺いしたいと思います。先日の本会議でもお話、出ておりましたけれども、1992 年に生産緑地地区が最初に指定されてから 30 年となります 2022 年の関係です。対象となる土地所有農家が一斉に自治体に買い取り申し出を行うと、実際には多くが買い取られず、宅地として市場に放出され、現在、既に空き家、空き地の増加が社会問題化している中で、宅地としての有効活用も余り期待できず、多くの不安定な土地が市街地の中に発生することにつながるのではないかというような懸念が言われているのが、いわゆる生産緑地の 2022 年問題であると認識しております。

生産緑地法の改正法では、特定生産緑地の制度が新たにできるということであ

りますけれども、その指定は申し出基準日までに行うこととしており、当該市区町村は、まずは対象農家に新制度の周知を行うことが必要になると。その上で買い取り申し出をするか、特定生産緑地指定を改めて希望するかしないかの意向を把握して、指定を希望する場合は利害関係者の同意を取りつけることになるという流れになるかと思えます。

質問に入りますけれども、あらかじめ意向把握によって、2022年以降の市街化区域内農地について、保全する農地、活用する農地、開発する農地に仕分けをして把握することが、都市農業の振興だけでなく、伊勢原のまちづくり、都市政策を展開する上で必要なことではないかと考えておりますけれども、意向把握の実施をどうしていくのかについてお伺いしたいと思えます。

以上です。

○都市部参事【飯田裕一】 委員のご質問にもございましたように、今回の法改正によりまして、指定から30年を経過する生産緑地地区につきましては、30年経過を契機に買い取りを申し出するもの、税制特例措置は受けられないが、いつでも買い取り申し出ができるように、そのまま生産緑地地区の指定を継続するもの、特定生産緑地地区の指定を受け、引き続き税制特例措置を受けるとともに、買い取り申し出の時期を10年延長するものの、いずれかの選択がされることとなります。

こうした選択は、土地所有者等の意向により行われるものでございまして、制度の十分な周知が必要であると考えているところです。これまで、新制度における税制上の取り扱いなど一部不明確であったこともございまして、現時点では所有者等への意向把握は行っておりませんが、今後、JAなど関係団体の協力などをいただきながら、適切な時期に実施してまいりたいと考えています。

以上でございまして。（「わかりました」の声あり）

○委員【橋田夏枝議員】 まず1点質問いたします。条例制定によりまして、これまで500㎡であったものを300㎡に引き下げることにより、さまざまなメリットがあることは既に挙げられておりますが、あえて申し上げるとすると、本市にとってのデメリットは何か確認したいと思えます。

○都市部参事【飯田裕一】 生産緑地、300㎡に引き下げることとなるデメリットですが、今回の生産緑地、300㎡に引き下げることによりまして、対象となる市街化区域農地が3.3haほどございます。こうした農地が生産緑地に指定されますと、当然、税制特例措置の適用を受けて、農地課税というような適用になります。その分、税収が減る、固定資産税が減るということが、あえて言えばデメリットに挙げられます。

しかし、委員のご質問の中にありましたように、都市農地についてはさまざまな効用が認められ、都市においてあるべきものという評価がされています。これからのまちづくりの中では、こうした都市農地の多面的な保留地機能というものを積極的に評価して、都市環境、住環境を良好なものにしていくことが将来の定住促進にもつながるものと考えておりますので、そのデメリットについても、指

定基準を引き下げることのメリットのほうが高いものと考えています。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 デメリットということで、固定資産税が引き下がる可能性があることは確認しました。また、メリットのほうが大きいということで了解しました。

今、答弁にもありました3.3haが、300㎡以上の新たに対象となる面積ということでおっしゃっていましたが、市内の地域で申し上げますと、どの地域が比較的多い地域なんでしょうか。

○都市部参事【飯田裕一】 今回、300㎡に引き下げることによって、対象となる農地の地域ごとの状況というようなご質問でございました。順に地区ごとにお答えさせていただければと思います。

伊勢原地区につきましては約1.23haほど、比々多地区においては約0.52haほど、高部屋地区については約0.18ha、大田地区においては約0.45ha、成瀬地区においては約0.95haになっておりまして、比較的伊勢原地区、成瀬地区で多い状況が見受けられます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。3.3haの内訳ということで理解しました。

今回、各地域によって、新たに対象となる農地があるんですが、それらの対象となる土地所有者に対して、今回の条件が緩和されたという旨をどのように積極的に周知していく、また、どういうところと連携して周知していくお考えでしょうか。

○都市部参事【飯田裕一】 今回の制度の周知についてでございますが、市の広報いせはら、それから市のホームページ、またJAなど関係団体との連携のもとに周知に努めてまいりたいと考えています。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ほかに。

○委員【越水清議員】 それでは、質問させていただきます。まず最初、他の委員から冒頭ご質問がございました2022年、30年を迎えたときに本市の状況についてどのように予測しているのか、また、どのような影響があるのか、お伺いしたいと思います。

もう1点ですが、生産緑地指定に当たりまして、解除後、公共用地として市が時価で買い取ることが難しい状況になっているように思います。公共施設等の敷地に供する用地として適しているという条件は、今度の条例でも変わらないかと思うんですが、もしも変わらないとすれば、どのようなものを公共用地と言うのか、事例があればお願いしたいと思います。まず、2点お願いいたします。

○都市部参事【飯田裕一】 まず1点目の2022年、平成34年でございまして、この状況についてどのような予測をしているのかというようなご質問でございました。改正法による生産緑地制度の周知については、お答えさせていただきます。

きましたように、今後、JAなど関係団体の協力などをいただきながら適切な時期に実施したいと考えているため、現時点では所有者等への意向把握は行っていない状況でございます。

仮に把握できたとしても、その意向は主たる農業従事者の年齢や健康状態、また、家族構成などによって左右されるものであると考えられるため、数年後の意向まで担保できるものではないと考えているところです。

このため、現時点において精度の高い予測というものはできませんが、社会情勢の変化に伴う宅地活力の減少や、現状の肥培管理などの生産緑地地区の状況などを踏まえ、30年経過後、直ちに大半の生産緑地地区の買い取り申し出が行われていくことは、想定しにくいのではないかと考えているところでございます。

また、特定生産緑地地区、もしくは、そのまま生産緑地地区として指定継続を行う生産緑地が一定数になるのではということも考えています。買い取り申し出申請についての動きが少数ならば大きな問題はないと考えますが、多くの人々が一斉に転用すると、供給過剰が不安定な都市内空地が、供給過剰によって都市内に不安定な空地が多数発生することが考えられるため、居住環境への影響というものが心配されるところです。

しかしながら、生産緑地地区の面積要件を500㎡から300㎡以上に緩和していこうという考えのもと、それから、生産緑地地区に農家レストランや野菜の直売所などの設置が可能となったこと、30年という期限を10年ごとに先送りできるという特定生産緑地など、今回、制度改正が行われたことによりまして、農地を維持、保全していく選択の幅が広がっており、いわゆる2022年問題を緩やかに受けとめていける環境は整ってきているのかなと考えているところです。

続きまして、2点目の指定に当たって、公共施設等の敷地に適しているかどうかという条件は変わらないのか。変わらないのであれば、公共用地はどのようなものを指すのかというご質問でございました。生産緑地地区の指定は、土地農地の有する多面的な保留地機能に着目して行うものでございます。このため、必ずしも公共施設等の敷地に適していなければならないという考えのもとに指定するものではございません。したがって、こうした条件が絶対条件ではないということです。

なお、公共用地というものは何を指すのかということですが、一般的には道路や公園、その他のいわゆる公共施設の敷地に供するものと考えているところです。以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、あと2点質問させていただきます。横浜市では同様の改定議案が平成29年12月定例会で可決されております。横浜市の指定基準として、1つ目に緑地機能の補完、2つ目に公共施設用地の確保、3つ目に既存の生産緑地と一体化、4つ目に街区公園の効果、5つ目に災害対策の観点などとしておりますけれども、本市にはこのような基準を設けるのか、あるいはあるのかということです。

もう1点は、先ほども、この条例が施行されるときには周知はどのようにするのかというご質問がありましたけれども、同時に、申請受付はどのように進められていくのか。随時あるいは期間指定等々、さまざまな申請の受け付けの手立てがあろうかと思いますが、その辺もご説明をお願いしたいと思います。

○都市部参事【飯田裕一】 1点目の伊勢原市の指定基準はどのようなものかというご質問でした。伊勢原市では平成5年以降の生産緑地地区の指定に際して、指定の基準というものを設けています。大きく3点ほどございまして、1点目として、都市環境の向上の観点から、街区公園に準ずる緑地効果が発揮できるもの、2点目として、一団の農地等で農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図る上で必要なもの、3点目として、都市計画施設等の用地として計画的に加工すべき土地であるもの、この3点を指定基準としております。300㎡に引き下げた後につきましても、こうした基準を踏襲してまいりたいと考えています。

2点目の申請受付についてのご質問ですが、今年度につきましても、指定期間を設けるなどして効率的な事務運営に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○委員【前田秀資議員】 それでは、私も何点か質疑と確認をさせていただきたいと思います。質問するに当たりましての前提として、本会議場での質疑を踏まえて質問したいと思います。

まず、全体的な話としまして、法改正に基づくその関連の条例の改正ですから、その内容については全否定もいたしませんし反対もいたしません、まちづくりに関する説明の上で、幾つか議論する上での矛盾点があるように私は思うんですよ。と申しますのは、先ほど他委員からも話がありましたが、いわゆる2022年問題、簡単に言えば、土地の市場価格の流動性が非常に大きくなって混乱が起きるのではないかということに対する一種の、一言で言えば激変緩和措置みたいな部分が今回の法改正もあると思うんですが、それは私、当然必要なことであると思うんですが、全国ベースの話と、全国ベースの話というのは、要するに、東京、横浜の首都圏の話と地方都市では全然、条件、環境が違うわけですよ。それを一律に、受けねばならぬ立場ですから、その辺の大変さはわかるんですが、話が違ふと思うんですよ。そこから来る大きな矛盾が、伊勢原市においては、あるいは伊勢原市のようなところにおいては、本条例によってマイナス面が生ずる可能性があるのではなからうかと私は懸念しているんです。

今回の条例の改正で、2つ論点があるというのは、1つは農業ですよ。1つはまちづくりですよ。まちづくりの上で、たびたびご説明の中で、ほかの部分でも語られていますが、コンパクトシティー。ところが、今回の条例の改正に当たって、まちづくりの論拠となるコンパクトシティーの全国の実例、あるいは実証というのを見てみると、必ずしもその理念、概念というのは全否定いたしませんけれども、実例としてうまくいってないというか、余り見当たらないんですよ。

ここで1つの確認なんです、市当局としては十年一日のごとくコンパクトシティーというのをうたって、これは国の政策の方向性ですから、わかることも

あるんですけれども、当市におけるコンパクトシティーの概念と実績というのはいかなものかと、この際ですから確認したいと思うんですよ。というのは、これ、明らかにまちづくりに大きな影響をもたらしているし、今回の条例の改正も関係してくるところなので、お聞きしたいと思います。

○都市部参事【飯田裕一】　ただいまのご質問、コンパクトシティー、伊勢原市の現状というか、コンパクトシティーと照らし合わせて伊勢原市のまちはどうなのかというご質問だと思います。伊勢原市は、ご案内のように、ほぼ中央を東西に小田急線が走っておりまして、それぞれ駅勢圏として、伊勢原駅を中心とした愛甲石田駅、それから、秦野市ではございますが鶴巻温泉駅といった利用勢圏の中に市街地が、それぞれの駅から半径2キロほどの円を描きますと、その円の中に包含されるような市街地が形成されていると。市街化区域がその中に包含されるというようなまちでございます。

そうやって考えてみますと、伊勢原市の市域の大きさ等も踏まえまして、自然にそうしたコンパクトシティーというものが形としてはでき上がってきているのかなとは思っています。ただ、コンパクトシティー、形だけではなくて、実際にその中がそれに見合って快適に生活ができる状況にしていくことが、これからの伊勢原市の取り組みの方向だと考えておりますので、コンパクトにまとまった市街地の中の居住環境を将来にわたってどのように良好なものに仕上げていくかというところが、一つの大きな論点になろうかなと思っています。

そうした中で、先ほど来のご説明でございますが、いわゆる都市のオープンスペースというものをどのようにマネジメントしていくのかというのが、市街地の質を高めていくためには必要な考え方であると考えておりまして、今回のこうした条例制定の取り組みに関しましても、重ねてのご説明で恐縮ではございますが、オープンスペースの一つである都市農地の持つ多面的な保留地機能、これを積極的に評価して、今後のまちづくりに生かしていきたい、コンパクトシティーの質を高めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員【前田秀資議員】　ご説明ありがとうございます。私も、そう思っているんですが、もともと伊勢原市における核となる場所、伊勢原、高森、成瀬地区、3つ挙げられると思うんですが、そうしますと、いわゆる郊外という概念で大田地区、あるいは高部屋、大山、比々多というところの都市政策が全体として非常にバランス的に置き去りにされているんじゃないかと。というのは、非常に大きな土地利用の規制の枠を設けて、実際には規制を大きくかけて、その割に都市政策というのが薄いわけですよ、下水等を見てもわかる。ところが、この間から再三、市のほうでも発表されておりますが、新東名及びインター等が整備されるに当たって、そちらの方面のまちづくりというのが、それを理由におくれている、阻害されているところがあると私は思うんです。要するに、そういう今までの方向性は私も是とするところもありますが、新しい局面を迎えているわけなんですよ。さらに今、執行者側が言われましたように、まちづくりにおいて核となる場

所も、これから人口動態等の変化によって、いわゆる成熟都市としての整備を能動的に考えなきゃいけない。そうすると、今回の生産緑地の内容の変化も、より積極的に考えなきゃならないと。

先ほど、他委員からも話がありました。意向調査というのをこれからやることは言っているんだけど、それをいかにきちんと周知してやるかが大事だと思うんです。その積極的な姿勢が見えないところを、私、ちょっと心配しているの。

というのは、話が長くなって申しわけないんですけど、こういう事例があるんですよ。市街化調整区域内における既存宅地の利用の制限が何年か前に行われましたよね。既存宅地として利用しているところの建物が撤去された場合には、もう二度と宅地として利用できないと。それを他市ではきちんと周知徹底したけれども、伊勢原市だけ、それがなかったわけ。

話をまとめますけれども、私が申し上げたいのは、今回の条例の改正も、その辺が、生産緑地の所有者、そしてまた、市全体の調整地域、要するに、郊外における方たちとのバランスも考える一つの契機となっていかなきゃいけないと思うんです。状況が変化しているんですから。国のほうもこうやって法改正もしていくわけですから。12月議会で私が申し上げたように、農地の規制緩和も考えているわけですよ。その辺のことを考えてまちづくりに当たっていかなければならないという考え方があるのかなのか、副市長にお聞きしたいと思います。

○副市長【武山哲】 今回の生産緑地法の改正というのは、直接的には2022年問題をソフトランディングさせるための処方箋という認識では私どもも一致しておりまして、そして、それが伊勢原のまちづくりに及ぼす影響というのは、ソフトランディングを着実にしてまいりたいと。そして、市街化区域内の居住環境の向上に役立つ側面、それから、一定の農業の保全等々もあわせて行っていく必要があると。そのための仕掛けというのでも幾つか用意をされているので、それをきちっと実行していきたいということを考えています。

それから、所有者に対する周知の話はご指摘のとおりでして、直接その人たちの権利、義務、財産権に対する多大な影響を及ぼす事項ですから、情報が届くべきところにきちっと情報を届けると。正当な理解のもとに判断をしてもらおうと。生産緑地制度というのは都市計画の中でも、所有者の意向によって大きく左右されるという特異な制度でございますので、そういった点を鑑みると、やはり、きちっと届くべきところに情報を届ける努力はしてまいりたいと考えています。

それから、まちづくり全般になりますと、先ほど参事のほうからお話もありましたとおり、伊勢原市は既にしてコンパクトな形状を保っているわけですし、それをより実質化していく。そこでの居住環境の向上をしっかりと考えていかなければならない。今、現に公共交通網をつくる計画をつくる審議会もあわせてやっております。そういったコンパクトシティーの中での居住環境を向上させるための一手法として、そういったことも今あわせて考えているという、そんな状況がございます。トータルで市街化調整区域と市街化区域、あわせて均衡ある発展

をめざして、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【前田秀資議員】　　ご答弁ありがとうございました。今のご答弁を受けて、私、ここでまた申し上げるんですが、まちづくりの点で、コンパクトシティーというのが非常に大きな看板になっておりますが、コンパクトシティーといたって、もともと私の地元の旧大山町、大山地域というのは、皆さんご存じのように、江戸時代から栄えていて、コンパクトシティーになったんじゃないくて、もともとそこに一つの核があったんですよ。要するに、自然発生的に成立していたわけ。じゃ、コンパクトシティーにするために、市が何か、努力はしたのかもしれませんが、成果があったかという、私はそうは思わない。じゃ、コンパクトシティーにすることと、実は今、副市長が後のほうで言われましたが、コンパクトシティー・プラス交通手段のネットワーク化が重要なところなんですよ。そのウエートも、私、ちょっと心配なの。この際、申し上げるんだけど。

さらに、もう1つ、これは本筋の生産緑地の話ですが、都市農業とのところで、それをよくするための幾つかの処方箋も用意されているというご発言があったように思うんですが、もうちょっと具体的に説明してもらいたいです。

というのは、今回、500㎡から300㎡にすると。その内容は否定いたしませんけれども、農家が生産緑地において、農業をどのような形でやるかという具体像が見えないわけなんです。私が聞いているところだと、市街地の中での本格的な農業はなかなかやりにくいという声を聞いているわけ。それは、ぱっと考えたってそうでしょ。いろいろな農作業をする上でも、例えば、機械を使えば騒音だったり、あるいは農薬等の問題もあるんですよ。その辺の農業からの、あるいは農政上からの、一つ力が入った見きわめがどうも薄いように思うんですよ。その辺、いかがですか。きょうは農政関係の方、そこにいらっしゃらないみたいなんですけれども、いかがでしょうか。

○都市部長【重田浩光】　　今回の生産緑地の改正に伴う特効薬というか、制度上の話としては、面積的な話、それから、買い取りの申し出時期を10年延期する特定生産緑地。それから、これは相続税の納税猶予に限った話ではございませんけれども、農地の貸し付けをしてもそれは認めましょうよというようなものを講じた部分はございます。

確かに委員がおっしゃられるとおりに、市街化区域内の中で農地をやるに当たりまして、ほこりだとか、今は農薬の関係、いろいろやりにくい部分はあるのかもしれませんが、私どもが感じているのは、市街化区域内にある農地だからこそできるような効果もあるんじゃないかなというのは考えております。

例えば、本会議でもお話ししましたが、地域の住民の方々と収穫祭をやるだとか直売所をやって、季節の野菜を売り買いをするだとかという中では、地域交流も含めて、そういう場の創出というのは、市街化区域内の身近な農地だからこそできるのもあるのかなとは感じております。

あとは、農政的にどういう形での支援策があるのかという話でございませ

ども、例えば、伊勢原特色の地域ブランドを図る、うまいものセレクトの取り組みを展開していただくか、市民農園として利用を検討しているような農地所有者に助言をしていただくか、そういう意味では農政部局ともこれからタイアップしながら、制度上の周知はもちろんのこと、こういう活用はどうですかということも連携しながらやっていきたいと思っております。

以上になります。

○委員【前田秀資議員】 ご答弁ありがとうございます。お考えはよくわかりました。ただ、最後になりますが、伊勢原の場合、核となる中心市街地の横に、隣接して農振農用地が広がっているんですよ。じゃ、そのような状態の中で、今言ったようなことが実効効果としてどういうふうにあられるか、私はよくわからない点もありますが、一言で言えば、今回の条例改正は一種の激変緩和措置だと思っておりますので、きょう申し上げたようなことに留意していただいて、粛々として進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長【小山博正議員】 ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【館大樹議員】 それでは、ご意見を申し上げます。生産緑地2022年問題は、都市計画政策の大転換であると言われております。都市農地はひとまず残していくという方向性だけが出たにすぎません。今後の都市の農業振興や、まちづくりをどう捉えるかという点において、まだまだ輪郭がはっきりしてこないわけでありまして。

すなわち、農地対策を重要視するにもかかわらず、都市農地を引き継ぐ後継者が不足している問題を抱えたまま、生産緑地となる農地面積が緩和されることによって営農規模が小さくなり、ますます非効率となるといった課題も残されております。今後、将来にかけて課題解決をどう図るかの具体化を図らなくてはならないと考えます。その方策の検討をお願いして、議案第8号に賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からは、本議案に対して、以下の4つの理由により賛成したいと思います。

1つ目として、近年の東部第二、新東名等のインフラ整備に伴い、本市を取り巻く状況は劇的に変化しております。こういった状況のもとで、本市特有の課題として、自然環境、都市農業を我々の手で守っていかなければならないといった義務があります。それらを制度的に守りやすくなることとなります。

2つ目として、本市では温暖な気候を生かして、多くの市民が家庭菜園などを楽しまれる傾向にあります。今回、300㎡以上を生産緑地地区に定めることによって、生きがいづくりや健康づくりを目的に、小規模ではありますが農業をやられる方にとっては、新たに生産緑地地区に指定することによって節税効果が見

込まれます。

3つ目の理由として、大震災が予測される今日、生産緑地地区を身近な避難所として活用することも可能となります。

4つ目として、自宅近くで手軽に農作業することを利点に、都市部からの移住を促進して、定住人口増の政策に結びつけられることが可能となります。

これらの理由によって、市民生活の向上、本市の発展の双方が図られることを期待しまして、本議案に賛成といたします。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、私の考えを申し上げさせていただきます。本市の農業者は減少しております。そして、後継者不足がますます進んでおります。特に市街化区域内の農地は宅地化などにより減り続け、相続税や固定資産税の負担などもあり、古くから農業で生活を営んでいた農家は減りまして、現在、市街化区域内の専業農家は極めて少数になっております。

一方、市街地における農地が農産物の生産とともに、市民が農に親しむこと、あるいは緑化、自然に親しむ空間としての評価や市民意識は高まっていると思います。今回の生産緑地法一部改正では、市街化区域内にある農地は、これまでの宅地化すべきものから、都市にあるべきものへと位置づけを転換しております。本市は、郊外の緑に大変恵まれておりますが、市街地の農地や緑空間もこれから一層大事なものになっていくのだと思います。500㎡から300㎡への指定面積の改定がされたとしても、場所によっては農業を営むことの難しさもありますが、都市農業の振興とともに、市街地環境にとっても行政や団体が一体となって、少なくなってきた市街地や農地を守っていく取り組みが必要だと考えております。

そのようなことから、議案第8号 伊勢原市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について賛成をいたします。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 各委員から出ましたので、私も全くそのとおりでありまして、簡単に言うと、都市、郊外を迎えた所有者の方々に十分にまちづくりが浸透するような方法を前提として、私はこの条例改正には賛成なんです。農地所有者にとっては使い勝手が悪いようなところも多々あるかと思いますが、その辺では、未来の都市整備計画を十分にご説明し、コンパクトなまちづくりのマネジメントを明確化した上で、周知の回数は問わずに、何回も所有者の意向を聞いた上でまちづくりを進めて、そういう条件のもとに、今回の条例は小回りをきかせていただきたい。そして、市民等が住みよいまちづくりのための全市を俯瞰した緑地地区のあるまちづくりのためにも、この生産緑地法の一部改正については賛成を示すものであります。よろしくお願いします。

○委員長【小山博正議員】 ほかに発言ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【小山博正議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。武山副市長並びに執行者の皆様、ご苦労さまでした。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【小山博正議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前 10 時 12 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 30 年 2 月 28 日

産業建設常任委員会
委員長 小 山 博 正